

和解及び解決金の額を定めることについて

次のとおり和解し、解決金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月20日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1. 事件名 平成30年（ワ）第31号 損害賠償請求事件
2. 当事者
原告 甲
被告 燕市吉田西太田1934番地
燕 市
代表者 燕市長 鈴木 力
3. 和解の内容及び解決金の額
 - (1) 燕市は、甲に対し、本件解決金として50万円の支払義務のあることを認め、これを甲に支払う。
 - (2) 甲はその余の請求を放棄する。
 - (3) 甲及び燕市は、甲と燕市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (4) 訴訟費用は各自の負担とする。